

29港経第948号
平成30年 3月30日
平成31年 3月12日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正

東京港の港湾区域における無人航空機利用取扱方針

1 対象範囲

東京港港湾区域（水域）

2 対象となる無人航空機

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗る事ができないもの（ドローン、ラジコン機等）のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。〈航空法第2条第22項で定める無人航空機〉

3 「水域（港湾区域）における作業・行事無人航空機利用届」の受理要件

無人航空機利用申請者（以下「申請者」という。）が、法令に基づく所定の手続きを行うことにより、次の確認が取れるものであれば「水域（港湾区域）における作業・行事無人航空機利用届」（以下「利用届」という。）を受理する。

（1）国土交通省航空局への申請等及び飛行計画の確認

当該事項は、次のいずれかに該当する飛行について確認する。

ただし、機体認証及び操縦者技能証明の取得により、飛行許可・承認手続きが不要になる場合を除く。

ア 航空法第132条の85第1項各号のいずれかに該当する空域における飛行

イ 航空法第132条の86第2項各号のいずれかに該当しない方法による飛行

ウ ア及びイの両方に該当する飛行

【確認の内容】

- ・国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（様式1）」（以下「許可・承認申請書」という。）及び国土交通大臣が発行する「無人航空機に係る許可・承認書」等により、無人航空機に関する許可等を得ているか、また、利用届の内容が「許可・承認申請書」等と整合が図れているかを確認
- ・包括申請による「許可・承認申請書」の場合、当該包括申請の飛行計画に利用届における飛行が含まれているか、日時、範囲、方法等の観点から確認

（2）港湾法第12条第1項第2号「船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去（安全確保のための対策）」の確認

当該事項については、海上保安部に申請する「行事許可申請」又は「工事・作業許可申請」における安全対策により確認する。

【確認の内容】

- ・他の船舶の航行に支障を及ぼすおそれがないことを、利用者が海上保安部に示す安全対策により確認

〈承認の具体例〉

対象範囲	利用目的	承認例
東京港港湾区域（水域）	問わない	○東京港全体や船舶の撮影 ○工事測量、工事の記録撮影、橋梁等インフラの点検 など

4 事務手続き

(1) 担当部署

東京港管理事務所 港務課 水面監理担当

(2) 手続きの流れ

ア 申請者が以下の書類を提出する。

(ア) 「水域(港湾区域)における作業・行事無人航空機利用届」

(イ) 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（様式1）」（写）

(ウ) 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（写）

(エ) 「機体認証及び無人航空機操縦者技能証明書」（写）

(イ) (ウ) (エ) は国土交通大臣宛て申請不要な場合は提出不要

ただし、(エ) は飛行許可・承認申請が不要な要件に該当する場合は提出が必要

(オ) 飛行区域図面、飛行方法、安全確保のための対策及び緊急時の連絡体制等が分かる資料（※）

（※）(イ) の申請書類により確認できる場合には不要。

イ 担当部署は、次の区分に応じ関係部署への協議等を行う。

区 分	飛行区域が跨る場合
陸域に存する港湾施設	・必要に応じて当該所管部署へ情報提供 (申請者に対して当該所管部署を紹介し、所定の手続きを取るよう指導)
水域に存する港湾施設	・必要に応じて当該所管部署へ情報提供 ・国際水域施設における制限区域にかかる場合は東京港管理事務所港務課保安担当へ情報提供

ウ 申請者に対し、飛行区域内及びその周辺における他の港湾局所管部署及び港湾関係者等

に対して事前周知を行わせるとともに、当該関係者が対応策を必要とする場合は、それに従うよう指導する。

5 本運用方針を適用しないもの

国や地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合については、本運用方針は適用しない。(航空法第132条の92に規定する捜索、救助等のための特例)

6 留意事項

警視庁等からの警備協力依頼などにより、本運用に関わらず無人航空機の飛行の自粛等について協力する場合がある。その際の取り扱いについては、別途処理する。

7 根拠規定

港湾法第12条第1項第2号

東京都港湾管理条例第23条第1項第3号及び第4号

8 適用開始年月日

平成30年4月1日

改正文(平成31年3月12日付30港経経第810号)

改正文(令和5年 月 日付5港経経第 号)

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

